

2020年8月7日

学生の皆さんへ

学長 松尾 太加志

## 新型コロナウイルス感染症対策に伴う「本学の課外活動」の取扱いについて (第6報)

本学では、2020年5月19日に「緊急事態宣言解除後の1学期中の本学対応方針」を定め、公表しました。

この方針に定める「課外活動（サークル活動等）」について、緊急事態宣言が解除された後、経済活動が再開され、文化活動やスポーツ等も徐々に緩和されてきている現状を踏まえ、本学でも一部を見直しましたので通知します。

(本学 HP 参照 <https://www.kitakyu-u.ac.jp/covid19/index.html>)

この方針に基づき、本学における課外活動を、感染拡大防止に最大限の配慮を行い、段階的に活動を許可していくこととします。

なお、今後の感染発生状況等により、方針の見直しを行う場合がありますので、本学ホームページ、インフォメーション等を必ず確認の上、最新の情報を入手するよう努めてください。

### 記

#### 1 課外活動とは

学生が行う全ての課外活動を指します。

具体的には、学友会や各学部自治会、大学祭実行委員会による活動、サークル活動（公認・非公認を問わない）、外部の試験に向けた勉強会などを含みます。

#### 2 活動再開の時期

本学の授業方針（第1学期中の遠隔授業継続）に照らし、**第1学期定期試験期間終了後の8月中を目途に**、下記の範囲内で、申請後、許可を受けた場合に再開できることとします。

#### 3 活動再開の範囲

**感染拡大防止に最大限の配慮を行い、段階的に活動を許可していくものとします。**

現段階での再開の範囲は下記の通りです。

#### 【学 内】

- 各キャンパス敷地内及び施設（教室、体育館、武道館、弓道場等）の入構及び使用許可については、第2学期の授業方針に基づく施設利用、本学で行われる入学試験等への影響を考慮して、引き続き検討を続ける。
- 本学所有の施設のうち、**屋外施設（青嵐グラウンド、日の出グラウンド）**の利用は認める。

## 【学 外】

- 感染症対策を十分に行った上での課外活動は認める。  
(オンライン上での活動は構わない。)
- 学外の施設を利用する場合は、感染症対策が十分になされた施設であることを確認の上、活動を行う。

## 【共通事項】

- 新入生歓迎会や懇親会など飲食を伴うイベントや活動、寝食を共にする合宿形式の宿泊を伴うイベントや活動は行わない。

## 4 再開にあたって注意事項

下記内容の遵守及び確認等を行うことを必須とします。

### (1) 事前申請かつ許可制

- (2) 本学の感染防止対策の遵守
- (3) 各活動団体が定めるガイドライン等の遵守
- (4) 国及び地方公共団体の通知等の遵守
- (5) 各活動団体における感染防止対策責任者の選定
- (6) 許可された範囲で、段階を踏んで活動を行うこと
- (7) 学外施設使用の場合は、感染症対策が十分に行われている施設かの確認
- (8) 活動後、報告書の提出

◎課外活動の実施に伴い、コロナウイルス感染者及び濃厚接触者が確認された場合は、直ちに活動を停止し、大学へ報告を行ってください。

◎なお、いったん課外活動の再開が許可された場合であっても、今後の感染状況の変化や国及び地方公共団体の要請、関係団体・連盟の方針変更等により、当該許可が再び取り消されることがあります。そのときには、学生は速やかに大学の指示に従ってください。

## 5 再開の手続き

詳細については、北九大ポータルサイトのインフォメーションに掲載しますので、確認の上、申請を行ってください。

<問い合わせ先> 北九州市立大学  
【北方キャンパス】 学生支援課学生係 093-964-4012  
【ひびきのキャンパス】 学務課学生係 093-695-3350